

## 研究代表者の所属機関（勤務先）の方へ

「奨励研究」とは ([https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/11\\_shourei/index.html](https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/11_shourei/index.html))

奨励研究は、教育・研究機関の教職員等（※）であって、他の科学研究費助成事業の応募資格を持たない者が一人で行う教育的・社会的意義を有する研究を助成し、奨励することを目的とするものです。

研究の対象は、人文学、社会科学及び自然科学の全分野の研究で、教育現場等での実務に基づく研究等を対象とします。

ただし、商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究（市場動向調査を含む。）及び業として行う受託研究は除きます。

※ 「教育・研究機関の教職員」とは、主に、小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼稚園・専修学校の教員、教育委員会の所管に属する教育・研究機関の職員、大学等の研究機関の教職員を指します。

応募総額 10万円以上 100万円以下

研究期間 1年間

- ・ 在籍確認書類については、科研費による研究の実施に際して所属機関の承認等を求めるものでなく、あくまでも所属機関への在籍の確認を行うものです。なお、必ずしも本様式による必要はなく、各所属先で定められている様式を活用することや、応募時点において有効な職員証等の写しを提出することにより、「在籍確認書類」の提出とすることも可能としています。

### 〔研究の実施に当たっての留意事項〕

- ・ 科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものであり、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属すること（科研費による研究に際して所属機関に責任等が帰属するものではないこと）
- ・ 採択された場合には、科学研究費助成事業データベース（KAKEN）(<https://kaken.nii.ac.jp/ja/index/>)上に「氏名」、「所属機関名」、「研究課題名」等が公表されること
- ・ 補助事業終了後、応募者（研究代表者）が作成する実績報告書及び研究成果報告書の公表により、「氏名」、「所属機関名」、「研究課題名」「研究実績の概要」等が公表されること
- ・ 応募者（研究代表者）が、科研費に関する不正使用、不正受給又は不正行為を行った場合には、当該不正行為等の概要（制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）が公表されること

-----  
(所属機関証明欄)

### 在 籍 確 認 書 類

令和 年 月 日

独立行政法人日本学術振興会理事長 殿

所属機関名称 (例)〇〇立〇〇学校長〇〇〇〇

次の者は、当機関に在籍していることを証明します。

記

応募者氏名 \_\_\_\_\_

所属機関電話番号 \_\_\_\_\_

※必要に応じて本会から連絡することがあります。

## **(個人管理で応募する方) 在籍確認書類の作成・提出について**

教育現場等での実務に基づく、教育的・社会的意義を有する研究を助成し、奨励する本種目の目的や趣旨に即した応募を促進するため、奨励研究の応募資格の見直しを行い、平成31(2019)年度公募から、応募資格について、「教育・研究機関や企業等に所属する者」を対象としました。そのため、応募時点において、所属組織の長等が証明した「在籍確認書類」の提出が必要となります。

在籍確認書類については、科研費による研究の実施に際して所属機関の承認等を求めるものでなく、あくまでも所属機関への在籍の確認を行うものです。なお、必ずしも本様式による必要はなく、各所属先で定められている様式を活用することや、応募時点において有効な職員証等の写しを提出することにより、「在籍確認書類」の提出とすることも可能としています。

**なお、採択された場合、採択された研究課題に関する情報については、公募要領16頁「8 個人情報**  
**の取扱い」に記載のとおり取扱いますので、この点、十分御理解・御確認の上、応募手続**  
**を行ってください。**